

各社会福祉法人理事長（会長）様

磐田市健康福祉部福祉課長

社会福祉法人現況報告書等の提出について（依頼）

日頃から社会福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉法第 59 条に基づき、社会福祉法人は毎会計年度終了後 3 月以内に、同法第 45 条の 32 第 1 項に規定する計算書類等及び同法第 45 条の 34 第 2 項に規定する財産目録等について所轄庁あて提出していただくこととされています。また、社会福祉充実残額が生じた法人は同法 55 条の 2 第 2 項により、社会福祉充実計画の承認申請を同時に行うこととされていますが、平成 29 年度においては提出について下記のとおりとしましたので、遺漏がないようお願いします。

記

1 提出物

- (1) 現況報告書
- (2) 平成 28 年度計算書類
- (3) 平成 28 年度計算書類の附属明細書（資金収支明細書・事業活動明細書）
- (4) 財産目録
- (5) 社会福祉充実残額算定シート
- (6) 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額が生じた法人）
- (7) 平成 28 年度事業報告書及び明細書
- (8) 役員等名簿（理事・監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (9) 監事監査報告書
- (10) 理事・監事及び評議員の報酬等の支給の基準
- (11) 平成 29 年度事業計画書
- (12) 社会福祉充実計画承認申請書
- (13) 社会福祉充実計画 (6) を印刷したもの
- (14) 社会福祉充実計画策定に係る評議員会の議事録（写）
- (15) 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書
- (16) 社会福祉充実残額算定シート (5) を印刷したもの

## 2 提出方法

提出物	提出方法	備考
(1) ~ (6)	財務諸表電子開示システムによる	記載にあたっては、「社会福祉法人が届け出る事業の概要等の様式について」(H29.3.29 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知)を参考とすること
(7) ~ (11)	書面または電磁的方法による	郵送・電子メール可 (9)については別添「監事監査報告書(例)」を参考とすること。
(12) ~ (16)	書面	・社会福祉充実残額が生じる法人のみ提出。 ・(14)については理事長名による原本証明必要。 ・様式等については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(H29.1.24 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知)を参照すること

※電磁的方法で提出するものは、入力したファイルに保護設定を行ってください。

3 提出期日 平成29年6月30日

4 提出先 〒438-0077

磐田市国府台 57-7

磐田市健康福祉部福祉課

メール [koureisya@city.iwata.lg.jp](mailto:koureisya@city.iwata.lg.jp)

福祉課高齢福祉グループ  
担当 鈴木  
TEL0538-37-4831